

## 令和4年度村民提案一覧

番号	受理日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課室名 (情報提供課室名)
1	令和4年5月11日	医療費のお知らせ印刷物について	福祉部保険課から医療費のお知らせが発行されてきますが、項目表示が薄い青色で、視力が弱い人、年配者には見えずらいです。もっと見やすい色、文字サイズ、太字等、検討をお願いします。	本村の国民健康保険事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。きて、この度は表記の件につき貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。「医療費のお知らせ」は、茨城県国民健康保険団体連合会にて作成しており、発送事務を県内各市町村にて行っております。今回、茨城県国民健康保険団体連合会へ問い合わせしたところ、今年度につきましては、既に様式が確定されており、通知の色や記載する文言のフォントや文字の大きさ等の変更が難しいとのことでしたが、次年度以降は、各市町村の意見・要望等を踏まえて対応を検討したいとの回答を得ております。本村からも、視認性の良いものとなるよう要望して参りたいと存じます。	保険課
2	令和4年5月12日	商業施設誘致について	もっと若い人達が集うようなスタバやGUなどの商業施設ができると嬉しいです。	この度はホームページによりご意見ありがとうございます。今後のまちづくりのニーズとして捉えさせていただきますのでよろしく願いたします。	産業政策課
3	令和4年5月17日	軽自動車税の納付方法	他の自治体ではクレジットカード支払いができる。東海村はいつからできるのでしょうか。	この度は貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。御要望の、軽自動車税及び固定資産税のクレジットカードでの納付につきましては県内では半数程度の自治体が導入しているところではございますが、初期費用及び維持費用が高額であること、さらに納税者の皆様にも手数料を負担していただくようになること等から、現在のところ導入予定はございません。納付方法としましては、納め忘れのない口座振替や、外出不要のスマホ収納を推奨しておりますので、御検討いただければ幸いです。今後とも御理解御協力の程、よろしく願いたします。	税務課
4	令和4年5月17日	固定資産税のクレジットカード支払い	固定資産税のクレジットカードでの支払いはいつからできますか。他の自治体は過去から採用しています。	この度は貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。御要望の、軽自動車税及び固定資産税のクレジットカードでの納付につきましては県内では半数程度の自治体が発行しているところではございますが、初期費用及び維持費用が高額であること、さらに納税者の皆様にも手数料を負担していただくようになること等から、現在のところ導入予定はございません。納付方法としましては、納め忘れのない口座振替や、外出不要のスマホ収納を推奨しておりますので、御検討いただければ幸いです。今後とも御理解御協力の程、よろしく願いたします。	税務課
5	令和4年5月27日	駅東大通りの街灯について	駅東大通り～東海駅の間を徒歩で通勤しています。当該道路は街灯が少なく、車通りもほとんどないことから、夜間に歩行して何度が躓き、うち1回は足首を捻挫してしまいました。(現在は自身のスマートフォンのライトで足元を照らしながら歩いています。)北側の歩道は勝木田下の内線との交差点近傍に連続して街灯がありますが、南側の歩道はすこやかハウス～いちょう通りまでの間で街灯は各交差点に1個ずつ程度しかないため、交差点以外は真っ暗に近い状態であり、非常に危険です。当該道路は片側2車線ということもあって歩道の幅員も広く、夜間でもウオーキングをされている方をよく見かけます。中央地区の市街化により住宅、商業施設、近隣公園などの建築も進んでいくとさらに歩行者も増えることが想定されます。そうした時に私と同じように怪我をしてしまう人も増えるのではないかと憂慮しています。このまま何もされないということは無いと考えていますが、対策の具体的内容とその時期について御回答頂けますとありがたいです。	街路灯は、交差点や横断歩道部に設置しております。また、街路灯や防犯灯は電柱から電気を引き込むことから、付近に電柱がない箇所への設置が厳しい状況です。また、ご意見のありました、南側の歩道付近も電柱が少ない状況です。しかしながら、中央地区の区画整理により住宅や商業施設の建築も進み南側の歩道付近の電柱等の配置も変わることが考えられます。つきましては、今後の事業進捗に応じて適宜街路灯や防犯灯の設置を検討してまいります。御理解御協力のほどよろしく願いたします。	道路整備課
6	令和4年6月3日	坏土地改良区内の田圃の決済金手続きについて	田圃を所有していますが、稲作は行っておらず、長年耕作放棄地となっています。一方、土地改良区からは毎年賦課金を徴収されています。このため、田圃を「雑種地」に地目変更して農決済金を支払いたいと思っておりますが、土地改良区に問い合わせたところ、次のような内容でした。決済金の手続きのためには、地目変更ではなく、農業委員会を通しての農地転用の手続きが必要とのことでした。しかしながら、現時点では農地転用する計画はありません。そもそも、土地改良区は、1949年に制定された土地改良法により自主的にできたものなのですが、その当時は長年にわたり、土地所有者が稲作を継続するとの前提だったと思います。しかし、現在では、相続者が稲作を行わず、耕作放棄地が増え、当初の前提が崩れている状況です。このような状況を踏まえ、村から決済金手続きの簡素化を提案できないものなのでしょうか。さもないと、農業を行わない相続者にとっては、負の遺産になってしまいます。一方、土地改良区の在り方、存続の有無等についても、村として土地利用計画の一環として考えていなければならないと思います。お忙しいところ恐縮ですが、村としての考え方をご教示いただければ幸いです。	所有者や耕作者が効率的農業を目指して行われたのが土地改良事業です。その代表管理者として土地改良区があります。今回の問合せでは土地改良区から抜きたい(地区除外)と解釈しましたが、地区除外の手続きは土地改良区が土地改良法などに基づき管理を行っているところであり、農地転用(地目変更)などの手続きを経て地区除外になると思われますが、農地法などに基づいているため、手続きを簡素化する事は出来ないと考えています。また、土地改良区は区内の農地を振興・保全する事を目的としています。今後とも農業を維持できるよう土地改良区を支援していきたいと考えています。	農業政策課

令和4年度村民提案一覧

番号	受理日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課室名 (情報提供課室名)
7	令和4年6月21日	献血について	献血内容文に、本日、200ml対象外などの説明が見当たらなかった為、400mlのみ対象で、自身対象にならず、役場へ行ってから、受付前で言われました。事前にわかりやすく案内すべきと思います。	この度は、献血のお知らせについて説明が足りず御不快な思いをおかけして大変申し訳ございませんでした。東海村公式ホームページにて400ml献血の重要性を掲載しているところですが、400ml献血は、少ない献血者からの輸血を可能にし、患者さんの負担を大きく軽減できる献血方法です。そのため、医療機関では、400ml献血から製造した血液製剤の需要が非常に増加しています。6月20日の東海村役場での献血についても、医療機関の要請により400ml献血のみの御協力をいただいたところでした。今回いただいた御意見を踏まえ、次回の献血をお知らせする際には、該当会場が400ml限定の会場かどうかについても内容に加えたいと思います。	健康増進課
8	令和4年7月5日	住民税について	前年度の所得によって住民税の金額が反映されているが、このところ物価の高騰により生活費の負担が大きくなっており。その為、住民税の減額の検討をいただけないでしょうか。あるいは、村独自で生活給付金等(一人当たり10万円程度)の支給を考えても良いのではないのでしょうか。	この度は貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。住民税(村・県民税)は前年中の所得によって計算されるため、現在の所得状況に沿わない税額となることがありますが、生活費の負担増に対して、住民税を減額することは法律上できないこととなっております。なお、住民税を計算する際に、現在の課税内容に追加する項目がある場合、申告をすることで税額が変更になることがあります。一例ですと、所得が48万円(給与収入で言うと103万円)以下の親族を扶養控除に追加することで、課税標準額が下がり、住民税が減額となる場合があります。ご本人の状況によりこの内容は異なりますので、詳細は税務課住民税担当へご相談ください。また、村独自の施策としては、コロナ禍における物価高騰への対策として、生活支援及び事業者支援のため、6・7月分の上水道料金の免除等を実施しておりますので、御理解いただきたく存じます。詳しくは広報とうかい6月25日号を御覧いただけますと幸いです。	税務課 政策推進課
9	令和4年7月5日	資源物収集の入れ物について	資源物の収集については、御担当部署の御苦労に感謝申し上げます。その資源物は自治会で年1回の当番制でやっておりますが、収集する布製の入れ物についてお願いがございます。当番の方が女性だけの場合や、女性と高齢者だけの場合などの際、収集する入れ物が折り畳み式になっておりますが、その設置にいつも難儀している様子ですので、御担当部署で設置いただくか、または、設置方法のパンフレットなどを作成いただくなど方を講じていただければと思います。	【電話での対応】 ・提案者の趣旨・意向・要望内容を傾聴(自治会員の高齢化、年に一度の当番でありネット容器の取扱いに不慣れ、提案者が散歩時に容器展開を支援したなど) ・現状のネット容器の仕様を説明(メッシュ素材/φ800mm×L800mm×H800mm) ・当該ネット容器は、比較的軽量で取扱いが容易であり、安全性・耐摩耗性・運搬効率性が優れているなどの導入理由を解説 ・資源物収集業務委託業者が前日までにネット容器を配付しているため、資源物ステーションがある施設の利用状況や当日の天候、容器配付日と資源物収集日の間に土日を挟む場合、自治会の意向等を勘案すると、一律に事前の容器展開は困難と説明 ・当番の増員、前日夕刻のネット容器展開、当番自身による容器展開方法の事前確認、当日最初の資源物排出者による支援等、当番の負担軽減案や改善案を複数提示	環境政策課
10	令和4年7月8日	①乗合タクシーの減額 ②移動図書館について	村内で一人暮らしをしています。今は車が運転できていますが、年齢的にもあと数年で免許返納することになると思います。病院や日々の買い物など、暮らしを考えると不安があります。デマンドタクシーがないと生活が難しくなることが想定され、少しでも利用料が安くなっていただければと思います。また、図書館でよく本を借りているのですが、移動図書館があればと思います。御検討のほどよろしく願います。	この度は貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。まず、御提案いただいた乗合タクシー(デマンドタクシーあいのりくん)についてですが、デマンドタクシーの利用料金は1回あたり300円(障害をお持ちの方や要介護認定を受けた方、未就学児は100円)となっております。御提案を頂きました利用料金の減額につきましては、現在のところ検討していません。なお、村では運転免許証の自主返納を支援しており、自主返納の際に、デマンドタクシー利用券等を交付する取り組みを行っておりますので、ご参考になれば幸いです。また、移動図書館は実施していませんが、村内のコミュニティセンター6館(中丸、村松、真崎、白方、石神、舟石川)にはそれぞれ図書コーナーがございます。図書館や別のコミュニティセンターにある資料を借りたい場合は、予約してお近くのコミュニティセンターに取り寄せていただき、貸出・返却することができます。予約は、図書館にお越しいただかなくても、図書館ホームページやお電話で予約することができます。お気軽に東海村立図書館へお問い合わせください。その他サービスとしては、民間の移動販売事業所・食事・食材の宅配所のご紹介、通院時タクシー助成制度(要介護認定者を対象)などもございます。生活への支援等で御相談がございましたら、総合相談支援課(なごみ東海村総合支援センター・電話029(287)2525)までお問合せください。	①産業政策課 ②図書館 ①・②総合相談支援課

令和4年度村民提案一覧

番号	受理日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課室名 (情報提供課室名)
11	令和4年7月8日	阿漕ヶ浦公園の銅像について	阿漕ヶ浦公園をよく散歩しているのですが、以前から気になりながらも仕方ないかと歩いていたのですが、公園の中のとても芸術とは思えない作品に気分が悪くなり、提案いたしました。 今世の中は原発事故や原爆の恐ろしさを知っている日本人は、心の底から排除したくなる形の像が目に入ります。見るたびに嫌な気持ちができます。 美しい公園の散歩コースに中身が恐ろしくなる作品を排除して楽しめる風景にして欲しいです。 他所から来た人も原発などに想像を膨らませてしまうことでしょう。	この度は貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。 御指摘いただいた野外彫刻作品「天を乞う者」は、1992年に第1回木内克大賞野外彫刻展東海村芸術振興賞を受賞し、設置されました。「希望と挫折」をテーマにした作品で、溶接と鍛造の作業工程を活かした空間性のある表面や、鉄を素材として自然に風化していく様を、お楽しみいただくものとなっております。芸術作品であるため、感じ方も人それぞれであり、様々な御意見があるのも承知しております。 今後は、作品のテーマ等についても村ホームページ等で情報を発信していくことを検討しておりますので、作家の意図を御理解いただき、他の彫刻作品と併せて、御鑑賞いただければと思います。何とぞ御理解の程、よろしく願いいたします。	生涯学習課
12	令和4年7月13日	①右折信号について ②防災行政ラジオについて ③緑地について	村内の右折信号は右折時間が短く、早く右折しようとする車が多く、危険で事故の元かと思えます。 また、防災ラジオの放送終了前にノイズが入るため、対応をお願いしたい。 最後に緑地問題であるが、村内に団地やスーパーができ、歓迎すべきことは思いますが、緑地が少なくなってきた。身近な生物が少なくなってきたり、地球温暖化対策にも逆行しているように思える。神楽沢近隣公園の整備も行うことだが、各団地には小さい公園がたくさんあるし、既存活用すべきとも思える。緑地計画についても心配を感じている。	この度は貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。 まず右折信号についてですが、右折矢印信号灯の時間を長くすることが要望の趣旨と解釈しております。信号機に関しては、県公安委員会の決定を経て県警本部が設置し、その後の管理は警察署で行っております。また、信号機の切り替わる時間につきましては、道路の主従関係や交通量、信号機と信号機の連係などを考慮した上で設定を行っていると同っております。 このことから、この度の御要望は、東海村を管轄するひたちなか警察署へ伝えさせていただきます。 続いて、防災ラジオについては、災害情報や行政上のお知らせなどを御家庭で聞くための機器として、村が貸し出している「防災ラジオ」については、AM・FMラジオ放送を聞くこともできる汎用品でございます。 御指摘いただいた「防災ラジオ」から放送終了後に流れる異音(「ギャギャギャ…ザツ」)につきましては、防災行政無線の放送が終わるときの信号(MSK信号)とFM信号の受信に伴い発生する音(スケルチテール)で、機器の性能上、消すなどの対応ができない音とされていますので、大変恐れ入りますが御理解くださいますようお願いいたします。 最後に緑地についてですが、東海病院西側の公園は「神楽沢近隣公園」という名称で、整備工事を令和4年度、5年度の2か年にかけて行います。 公園の基本コンセプトを「水と緑が溢れ自然、四季を感じられる憩いの場所」とし、これに基づき計画しました。公園の面積は26,000㎡ありまして、そのうち16,000㎡ほどは芝生で覆われ、芝生以外にはモミの木や三種類の桜、モミジなどを植樹する設計となっております。村のホームページに公園の完成イメージを掲載しておりますので、そちらを御覧になっていただければと思います。 また、中央土地区画整理事業の目的として、東海駅東側の都市展開を軸として位置づけ、それにふさわしい道路、公園等の公共施設を計画的に配置し整備することにより、無秩序な市街化の進行を防止すると同時に、生活拠点ゾーンを含む自然と共生する健全な住環境を有する市街地の建設を目指しております。 土地区画整理事業における緑地率などの規定は特にございませませんが、中央地区につきましては、平成25年度に当初から街区や道路築造で予定しておりました村松の勝木田エリアにつきましては街区と道路の造成予定を取りやめ、当初30,408㎡の緑地帯を大幅に増やし、約2倍の60,127㎡といたしました。 御質問の緑地問題につきましては深く受け止め、村としましても、村内に残る田畑やため池を含む里山、平地林・斜面林・海岸林などまとまりのある緑地、砂浜といった多様で豊かな自然環境を守り、快適な住環境と高立していくことが重要と考えております。今後とも残せる自然は残しつつ、新たな自然との共生を目指していきたいと考えております。	①環境政策課 ②防災原子力安全課 ③環境政策課、道路整備課、区画整理課
13	令和4年7月19日	4回目ワクチン接種について	日頃より大変お世話になっております。 現在、介護施設で相談員として働いております。現在、新型コロナウイルス感染者が急増している中ではありますが、基礎疾患が無く、4回目ワクチン接種を行うことができません。仕事柄、年配の方と接する機会が多く心配しております。 東海村で60歳未満でも希望すればワクチン接種ができるようご検討いただきたく、提案いたしました。	近日中に4回目接種の対象者が拡大される予定であり、国からの正式な発表があり次第、ホームページやLINE等で申請方法の詳細についてお知らせいたします。	健康増進課

令和4年度村民提案一覧

番号	受理日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課室名 (情報提供課室名)
14	令和4年7月21日	不妊治療助成金についての意見	<p>不妊治療や不育症の助成金に関して問い合わせさせていただきました。</p> <p>私の通院する不妊治療のクリニックでは体外受精は自費で実施しております(一般不妊治療、人工授精、Ft等は保険適応です)。「多くの患者にとって保険でも十分な治療は可能である」のは確かなこととは思いますが、一方で、「多くの患者」には当てはまらない私のような患者にとっては、保険でも十分な治療はできないのも事実です。まずはこの事実を知って欲しいという思いがあり今回このような問い合わせをさせていただきました。</p> <p>「保険の体外受精で十分な治療ができる」は「できない」はどちらとも言えるものではなく、どちらの側面もあるのは承知しておりますが、このような意見により助成金に対して見直しを検討頂けたら大変ありがたいと思っています。</p> <p>年齢や卵巣機能(AMH)に余裕がある場合は、最初は保険で体外受精をすれば良いとは思いますが、しかし、保険にはバリエーションが少なく、うまくいかなかった時に、次も同じことの繰り返しでは結果が出るものも出ません。何が問題で、次はどうすれば結果を出せそうか、そこをきちんと考えることができるかどうか、クリニックの実力になってくるのではないかと考えています。私も含め患者は料金だけでなくそういった実力を踏まえてクリニックを選択しているのです。</p> <p>日本においては14人に1人が高度生殖医療(体外受精・顕微授精)で産まれる時代です。従って、今回の保険適用は政策としては素晴らしいものですが、保険範囲外の治療が必要な場合にかえて負担増となる患者がいます。新しいことをしようとするれば問題点が出てくるのは仕方がないのですが、こういった課題に対して、理解を示す自治体があります。</p> <p>①「鳥取県は22年度、負担増を防ぐ助成制度を新設する方針。全額自費となる混合診療に対し1回30万円、保険診療と併用の先進医療は1回5万円を上限に支援する。県によると、県内で実施される体外受精のうち、保険診療で済むのは「割程度しかない」という。</p> <p>②「茨城県常陸大宮市は令和4年4月から不妊治療の保険適用に伴い、4月以降に治療を開始した方に対して、保険適用対象となる不妊治療に要する治療費の自己負担分について、夫婦の経済的負担を軽減するため全額助成します。また、令和3年度中に不妊治療を開始し、4月以降に治療を終了した方については、年度をまたぐ一回の治療については、従前の制度により不妊治療に要した費用から県の助成額を差し引いた金額を助成。」</p> <p>東海村も独自の支援として、保険でカバーできないところを助成金でカバーできるような政策を考え取り入れてくださいますと大変ありがたいと思います。</p> <p>私は現在、東海村で第一子を子育て中ですが、皆さまのおかげで環境が整っており非常に助かりました。子育て支援に力を入れている東海村だからこそ、不妊治療に対しても同様に細やかな政策をご検討くださいますようお願いいたします。</p>	<p>村の不妊治療費助成事業は、茨城県不妊治療費助成事業の補助分を除く自己負担分の一部を助成する事業として実施しております。今般の不妊治療費の保険診療化に伴い、令和4年度の茨城県不妊治療費助成事業は、令和3年度中に不妊治療を開始し、4月以降に治療を終了した方について、年度をまたぐ治療のうち1回分のみを対象としておりますことから、本村にいたしましても、これを補完する内容での助成を行っております。</p> <p>今回の不妊治療の保険診療化は、今まで経済的理由で治療を先送りしてきた方がより早い時期に治療を開始できるという利点がある一方で、特殊な薬や最新の医療など先進医療として認められなかったものを自由診療として受ける場合や、保険診療と混合診療となった場合全額自費になるなど、却って負担が増加する方が生じてしまうことも承知しております。しかしながら、現時点では、国の制度の変更に伴う県助成事業の変更がございましたことから、村事業につきましても同様の対応としておりますことを、何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。</p>	健康増進課
15	令和4年7月28日	相続による進入路が無い土地	<p>私は、親からの相続で、中畑と中山林を相続しました。どちらの土地も進入路が無く他人の土地をお借りして進入します。もちろんトラクターなどの機械も入れません。</p> <p>少し前に中畑に子供が家を建てる計画があり、進入路を少し隣の地主さんから売買させていただきました。中畑への進入路も確保できたので、農業委員会に住宅メーカー経由で農地転用の申請を出しましたが、農地法の農地の分断に当たるとの事で不許可になりました。</p> <p>先日、役場事務局の職員さんと詳しくお話を聞きに行きました所、道路に面して無いからダメだと簡単に言われてしまい気持ちに取られました。</p> <p>近隣の地主さんは皆さん高齢で、相続問題や土地利用の問題に直面しています。もし近隣の地主さんが相続などで土地を売り始めた場合、今でも進入路が無く、お借りして土地に入る形をとっているのに、中畑に続く境界に塀や低い土地への擁壁など立てられたら、もう進入不可能な土地になってしまいます。</p> <p>道路に面して近隣の土地は、簡単に転用でき、道路に面して無い中畑は、この先何があっても家を建てられないと感じました。不公平だと思ふ次第です。</p> <p>中畑や中山林や中畑んぼの土地を相続し、自分で管理も進入路が無いためできない土地は、農業委員会などで話し合っていたら、進入路の確保や、中畑が有る一団農地に指定される農地は、道路に面していても家を建てられないなどの決まりを作ってください。</p> <p>中畑や中山林を相続しなくてはいけい人達、子供にも渡せない土地は、今後どうすれば良いでしょうか？</p>	<p>先日の申請については、農業委員会総会で不許可とさせていただきます。</p> <p>農業委員会は、その主たる使命である「農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進」を中心に、農地法に基づく売買・賃借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導など、農地に関する事務を執行する行政委員会として設置されております。</p> <p>東海村では14名の農業委員と6名の農地利用最適化推進委員で活動しており、今回のような許可申請等の対応については、総会を行い、申請案件を1件ずつ、事務局の調査だけでなく、複数の農業委員で現地調査を行い、その結果を総会で報告したうえで14名の農業委員による合議制で決定しております。</p> <p>今回申請された農地は、転用予定地がほぼ集团的農地の中央にあり、進入路を含め集团的農地を分断すると判断しました。また、本農地は、第2種農地にあたり、その転用行為が周辺にある他の土地(農地以外を含む)でも目的を達成できると認められる場合、農地転用は許可できないとされており、農地法が自己所有の農地を転用する場合においても許可を必要としているのは、無秩序な農地のかい廃を規制し農地のスプロール化を防止することにより農業生産の基盤となる優良農地の確保を図る必要があること等によるものです。是非御主御理解をよろしく願います。</p> <p>農業委員会としても、農地等の利用の最適化に向け、今般対象となっている中畑など農地の利用促進を会議の中で検討するとともに、基盤整備や農道整備など、村農業政策担当課とも調整しながら、優良農地を守る取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後とも御理解をいただくとともに御協力いただければと思います。よろしく願います。</p>	農業委員会

令和4年度村民提案一覧

番号	受理日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課室名 (情報提供課室名)
16	令和4年8月8日	新型コロナウイルス感染症対策本部について	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部の役割と責任は何ですか？教えて頂きたい。</p> <p>また本部の活動状況はどの様な形で村民に公開されるのですか、医療の逼迫についても何か対策をする責任もあるのですか？逼迫していると言う言葉だけで実態は知られていませんが数値として分かるような情報を定期的に知らせて頂きたい。</p>	<p>ご質問いただきました新型コロナウイルス感染症対策本部についてですが、東海村新型コロナウイルス感染症等対策行動計画(新型コロナウイルス感染症対策編)において、村長が必要と判断した場合に、東海村新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「対策本部」という。)を設置し、村の対処方針、対策等を決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった政策を推進する、と謳っております。</p> <p>対策本部の所掌事務としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村職員の必要な業務への従事者の確保</li> <li>・事務事業の取扱い(継続・事業の縮小・中止・施設の閉鎖等)</li> <li>・ライフライン確保のための調整</li> <li>・備蓄する防護用品・衛生用品等の供給確保</li> <li>・村民からの相談窓口の確保</li> <li>・広報・プレスなどへの対応</li> <li>・支援を要する自宅療養者等への対応</li> <li>・村内企業等への対応</li> <li>・その他緊急を要することと定めております。</li> </ul> <p>また、活動状況として、対策本部会議の概要、経過については、村ホームページ内「新型コロナウイルス感染症関連情報」で公表しておりますので、ご確認くださいと思います。</p> <p>医療の逼迫については、都道府県において対策を講じることとなり、本県は茨城県ホームページ「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する情報」で病床の確保状況や稼働率を日々更新しておりますのでご確認くださいと思います。県、市町村それぞれが行える範囲を担っておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。</p>	健康増進課
17	令和4年8月15日	村内放送のやり方	<p>屋外放送塔を通して村内放送を聞くことがあります。ただし、その放送の話し方がゆっくり過ぎて聞きづらい上に、何を話しているのかなと思っているうちに、放送が1回だけなので終了してしまっって内容を理解できないこともあります。東海村に住んでいる仲間も、聞きづらいし聞き逃すこともあると言っているの、今の村内放送の評判は余り芳しくないように思われます。</p> <p>日立市では、話すスピードをそれほど下げずに、2回繰り返して放送しているので、多少耳が遠い私でもお知らせの内容を理解することができます。</p> <p>そこでお願いなのですが、東海村でも村内放送の話すスピードを少し上げ、2回繰り返すように変えて、村内放送の周知の向上を図ることの検討をお願い致します。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。</p> <p>現在の村内放送につきましては、通常の話すスピードで屋外放送をすると音声反響し聞き取れないことから、現在のゆっくりとした話し方となり、様々なライフスタイルの方がお住まいであることから基本的には繰り返し放送なしの運用としております。</p> <p>また、放送を補充するものとして、必要に応じて電話で音声を聴ける無料テレホンサービス(0120-42-4848)を併せて提供しているところです。</p> <p>これらの運用につきましては、これまでの運用や御意見を踏まえてのものとなっております。しかしながら、音声を録音するにあたっては、話すスピードに個人差があることから、反響せず、かつ、なるべく聞き取りやすい放送となるよう努めて参りますので、現在の運用方法について御理解いただけますようお願いいたします。</p>	総務人事課
18	令和4年8月19日	コインロッカー設置要望	<p>職場が東海村にあり、通勤で東海駅を使っています。出張がよくあるので、スーツケースを持って出勤することがあります。例えば、午前職場で仕事をし、午後に出張に行く、という感じです。その際に、職場までスーツケースを持って行くのが大変なので、東海駅に置いておけると良いのですが、現在コインロッカーがありません。大変不便なので、ぜひ東海駅周辺にコインロッカーの設置をしてくださいとお願い致します。私の職場でも同様の不満を頻繁に聞きます。ご検討いただけますようよろしくお願い致します。</p>	<p>この度は貴重な御提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>コインロッカーは、平成30年度までは東海駅構内に設置されておりましたが、JRの施設管理の都合により撤去された経緯がございます。再設置に関しましては、業者による設置は、見送られている状況ですが、JRや施設管理者等とも情報を共有しながら、利用ニーズの把握に努め、必要性を見極めて対応してまいります。何とぞ御理解の程、よろしく御願いたします。</p>	生涯学習課

令和4年度村民提案一覧

番号	受理日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課室名 (情報提供課室名)
19	令和4年8月22日	<p>①育休退園制度について</p> <p>②資料館(歴史と未来の交流館)について</p> <p>③図書館について</p>	<p>①育休退園制度について 育休期間中は上の子の保育園は利用継続できる環境にすべき。育休開始前に終了を要件としてすでに入所していた児ではなくとも1年から1年半で職場復帰の予定があれば(証明書の提出を義務づけ)、育休退園後の継続利用ができるようにすべき。欲を言えば無職の保護者であっても、生まれた子が、一歳になるまでは上の子を預けることができるようにすべき。退園制度は待機児童解消のためと理解しているものの、活発な幼児を家庭保育しながら新生児をみることは難儀である。 赤ちゃんと幼児の健全な発育のために母親の健康は必要不可欠。祖父母が協力してくれる家庭ばかりでないから、育休退園制度も、上の子の家庭保育を避けたい場合は、幼稚園や預かり保育等の利用が手段としてあるが、新しい兄弟の誕生というライフイベントを経験したばかりの幼児に環境の変化はできるだけ回避したいものである。 入所後、育休中の継続利用条件があるが(しおりp14)、私は育休前には就労を理由に認可外保育園を利用していたので、条件外であった。職場内の保育園のため、仕事以外での保育は認められない。生まれた子が、1歳で職場に復帰する予定であったので、それを示す書類の提出等で入所継続が認めてもらえたら生活しやすかった。 待機児童問題に圧がかかる、少子化や待機児童などの問題に前向きな改善策を思考する。前者の問題には他家で取り組んでくれないか。</p> <p>②資料館について 村民交流の場を設立したことは素晴らしいと思いましたが、内館内容が残念だった。設立目的(村の歴史を知るなど)は年間イベントの一部で達成し、老若男女がより交流し、学習できる場となるよう改善努力が必要と思う。他県にはそのような場を設けているところもあるので、参考にしてもいいかがでしょうか。</p> <p>③図書館について 蔵書が少なく思える。専門書を入れるなどラインナップを増やす必要があると思う。学生等が手に取りやすい展示をするとういと思う。</p>	<p>①御意見いただきましてありがとうございます。 現在、育児休業中の継続利用については、基本的に保護者が育児休業中で家庭にいるため保育の必要性がないことから、原則として退所しております。しかし、就労を要件に入所している児童(入所してから3か月を超えている場合に限る)については、出生児が1歳6か月になる翌月末までに職場復帰の予定であり、保育所等の継続利用が望ましいと認められる場合のみ、育児休業中の継続利用が可能となっております。このことから、就労を要する保育所等を利用していなかった方についても、育児休業中の継続利用が望ましい場合と認めることができません。保育所等へお申し込みいただけないこととなります。</p> <p>②歴史と未来の交流館は「博物館」と「青少年活動」の機能を併せ持つ複合施設として開設し、昨年度は約2万3千人の方々に御来館いただきました。当施設を拠点とした活動として、村内住民活動団体や企業等と連携し、村内に点在する文化財や自然について学ぶ「とうかいまるごと博物館事業(63講座)」、様々な体験プログラムを通してふるさとについて学ぶ「とうかい子どもキャンパス事業(17講座)」などを実施しており、子どもから高齢者まで多くの方に御参加いただいております。 子どもから高齢者まで誰もが交流、学習できる場は、まさに交流館が目指す姿でもありますので、他の事例も参考にしながら、今後も新しい企画を取り入れ、何れも足を運ばなくてはならない魅力ある事業に取り組んでまいります。</p> <p>③いつも東海村立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。また、図書サービスに対する貴重な御意見をありがとうございます。 蔵書についての御意見でございますが、限られた予算の中で資料を購入しておりますので、満足のいく蔵書が御用意できず、申し訳ありません。今後の資料選定の際、いただいた御意見を反映できるよう、努力してまいります。 なお、もし御利用になりたい資料がお済みでしたら、利用者からのご希望をいただく「御意見箱」にお寄せください。今後の資料選定の参考にさせていただきます。 また、御利用になりたいたいジャンルがお済みでしたら、利用者から様々な御要望をいただく「御意見箱」にお寄せください。今後の資料選定の参考にさせていただきます。 展示につきましては、当館でも学生の利用を促進したいと考えておりますので、何らかの工夫をしていきたいと存じます。</p>	<p>①子育て支援課 ②生涯学習課 ③図書館</p>
20	令和4年8月23日	<p>東海村役場はその機能を発揮していますか？</p>	<p>(1)水道料金の支払い通知が届きました。そこで役場HPを拝見してみると、下水道使用料金については上水道使用量に準じた使用量とみなして下水道使用量とするような解釈も文言での説明記載がありました。庭などに樹木に撒いた水は下水道を使用していないにもかかわらず、「上水道使用量=下水道使用量」としていることに疑問を感じました。</p> <p>(2・3)また、印鑑登録を行った際に返納書に登録に出した印鑑を勝手に押印サインだけは自筆といわれたが、「押印漏れで掃る人が多く、防止策として自分達で先に押印しておく」といった理由で実印を事前説明もなく、押印するのはいいものか、国民健康保険の手続きも出来ませんでした。</p> <p>(4)新築した住居の居住用の申請書類をもらおうとしたところ、店舗兼住宅になっているので出せないといわれました。</p> <p>3月頃だが東京から移転して東海村で店を開きたいが補助金は出ますか？と尋ねたところ、最高100万円、貴方の事例だと60万円の補助になると言うといわれたが、実際には対象になりませんでした。</p> <p>(5)5月連休明けだが、コロナクワン3回目の受診券が東京から転送されてきたので接種を希望したいと電話をしたら、東海村の受診券で受けて欲しいと言われた。その後、もうすでに8月下旬になっているが、3回目の接種券は届いていません。</p> <p>(6)ゴミ捨てルールも自治会に入って自治会のルールに従って、では住み良い場所にはならないでしょう。私も何かに聞いた話ですが、自治会と合わずゴミ捨てが出来ずに、ひたなが市まで捨てに行っている、と言います。以上、長文になりましたがご返信お待ちしております。</p>	<p>(1)下水道使用量を水道使用量と同量として取り扱うことに関して、御指摘のように、散水を行った場合など、必ずしも使用した水道水全量が下水道に排出されない部分もあることへの対応として、下水道使用量のみを算出する場合があります。一つの課題として、汚水には水溶性の異物が含まれることから、機器による正確な計測が難しいとされているところがあること。一方で、自治体による公下水処理事業は、汚水処理法上の処理基準として、その事業に準じた入浴による排水を扱い、自立型として事業を継続している施設等の施設が一定数ある。従い、下水道使用量の厳格な計測や管理など、水道料金と分けた総経費等を算出した場合、当該経費を見れば、その一定、相当部分を下水道使用料や受益負担金の賦課として償却せざるを得ないことにも留意する必要があります。</p> <p>(2)このご指摘事項は、下水道使用量の総額に関して、正確性に欠けることはあっても、下水道に排除される汚水のほとんどが一般的に下水道を使用したものと見なす現在の「水道料金判断」については、合理性・妥当性が認められるものとしていること、加えては、この制度は、国が所す使用料体系の中で、県内をはじめ、多くの自治体で取り入れられているものであることへの御理解を御願いしたいと思っております(添付資料も御覧ください)。</p> <p>(2)印鑑登録の事務の取り扱いにつきましては、速やかに改善を図った上で、あわせて課内での周知徹底(情報共有)をさせていただきます。 印鑑登録証交付手数料につきましては、別途御相談させていただきますので、よろしく御願いたします。</p> <p>(3)他の医療保険に加入していない場合は、国民健康保険への加入のお手続きを御願いたします。</p> <p>(4)住宅用資産証明書については、発行できる要件の中に、「専ら当該個人の住宅の用に供される一種の建築物で床面積の合計が五十平方メートル以上であるもの」(租税特別措置法施行令第41条第1項)とあります。 当該取組においては、建築確認済証及び登記事項証明書において、原簿・店舗・倉庫等では上記の要件を満たしていないため、立ち回りのも実地調査特別にお話を伺い、図面や現況写真等と照らし合わせ、「専ら当該個人の住宅の用に供される一種の建築物」の条件と適合していると判断されたため、住宅用資産証明書を発行させていただきました。</p> <p>(5)新型コロナウイルス接種を受けられた、住民票所在地の自治体が発した接種券が必要となります。1・2回目を自治体の接種券を使用した後、東海村に転入され、3回目をご希望される場合、3回目接種券の発行申請をしていただく必要があります。申請は、東海村新型コロナウイルス接種専用ホームページからのインターネット申請または、東海村保健センター窓口での書面申請が可能です。申請いただいた後、1・2回目の接種記録と3回目からの接種記録を連携したうえで、住民票記載の住所に接種券を送らせていただきます。 申請方法等の詳細については、東海村新型コロナウイルス接種専用ホームページ内の接種券発行申請のページで御案内しておりますので、御確認くださいませよう御願いたします。 <a href="https://www.krit-kt.jp/pc/2021/COVID-tokai/saishaku.html">https://www.krit-kt.jp/pc/2021/COVID-tokai/saishaku.html</a></p> <p>(6)ごみの出し方については、ごみを出す場所を利用者の皆さまが維持管理するごみ集積所が原則となりますが、村内には自治会の加入を条件とする集積所もあれば、自治会未加入でも管理費用を支払えば利用できる集積所もあり、その運営方法は地域によって異なります。 館内におけるごみの収集方法につきましては、御見聴しと承ります。 今後、ごみの出し方について困ったことがありましたら、個別に対応させていただきますので、清掃センターまで御相談ください。</p> <p>[下水道課補足]下水道を通して排除しない水量を明確化する方法について 散水等、下水道を通じて排除しない水量を明確化する一つの方法として、潤滑、入浴・排便等、御家庭内で使用する水道とは別に、当該散水等専用の外水道を設置することが考えられますが、使用に当たっては取組の継続が前提となります。御参考として記載させていただきます。 ①水道を使用する場合 …… 水道メーター加入金(メーター13mm使用の場合:99,000円)や工事費(材の水道指定工事店で見見積り)のほか、継続的には、2か月ごとの水道料金(2,871円〜)が徴収となります。 ②貯水タンクを使用する場合 …… 初期費用等(一般的に数万円と書われる)のほか、使用方法・状況等により異なりますが、ポンプのメンテナンス、定期的な水検査が必要な場合があります。 [下水道課補足]判断について 過去のお電話で当該職員が触れた判例は、東京都における上水道の使用水量をもって下水排出量とみなす原則ののって規定されている条例は違法ではないという判決(東京都議 昭和45年(ワ)第10077号 下水道料金請求事件)のことを指したものであり、汚水排出量の測定において、現状も広く用いられている裁判例となっております。</p>	<p>下水道課、住民課、税務課、保険課、健康増進課、環境政策課</p>

令和4年度村民提案一覧

番号	受理日	提案件名	質問内容	回答・対応	担当課室名 (情報提供課室名)
21	令和4年9月5日	カーブミラー設置のお願い	総合支援センターなごみの南側で、ゴミ捨て場のある角ですが、角の民家の塀が高く、運転時に非常に危険です。ゴミ捨て場の電柱にカーブミラーをつけていただけませんか。よろしくお願いします。	お問い合わせいただきましたカーブミラー設置に関して、現地を確認したところ、見えにくい状況を確認しました。しかしながら、カーブミラー設置に関しましては、地域をよく御存じの地域・自治会からの要望による受け付けとしております。予算の制限もあり、村内全域の要望箇所すべてに設置することは難しく、自治会からの要望を設置候補箇所としております。 つきましては、自治会に加入している場合は自治会長様を通して要望を、加入していない場合は、大家さんや近隣にお住いの班長さんを通して自治会要望を提出していただければと思います。 御理解御協力のほどよろしく願いたします。	道路整備課
22	令和4年9月5日	子供の学力向上について	子供の学力向上の為、スタディーサブ(リクルートさんがやってます)を小学4年生から高校生まで導入して頂きたいです。 予習復習にもなりますし、学校の授業で分からなかった事を学び直すチャンスだと思います。学校から提供されているコンピュータを使えば、問題がないと思います。常陸太田は導入されています。ひたちなか市も検討しているようです。 ご検討どうぞ宜しくお願い致します。	本村では、児童生徒の充実した学びの実現のため、GIGAタブレットの効果的な活用に向けて研修を積んでいるところでございます。 また授業で活用するソフトウェアやアプリケーションの効果的な活用と導入につきましては、現場の先生方と協議しながらすすめておりますが、学習の補充や授業の学び直しを行うにあたり、現在は、茨城県教育委員会で作成した学習支援動画コンテンツ「いばらきオンラインスタディ」の使用を推奨しています。ご理解いただけると幸いです。 今回いただいたご意見や周囲の市町村の活用状況を参考にしながら、本村のICT活用能力の向上をさらに進めて参ります。貴重なご意見ありがとうございます。	指導室
23	令和4年9月14日	コロナ感染状況の広報	茨城県のコロナ感染状況の市町村別の発表が無くなった為東海村の状況が分からなくなりました。 当村の発生状況や重症化状況、死者などの情報は村のホームページ等で日々確認できるようにするべきだと考えますが如何でしょうか、感染に注意して行動して下さいと言うからには実情を日々報告されれば心構えも違ってくると思いませんか？	御提案ありがとうございます。 本村における新型コロナウイルス感染症患者数の公表については、茨城県における発生届の限定化を受けて、9月2日で終了しております。 御提案のとおり、感染状況等を公表することは、感染対策に関する注意喚起のひとつになり得ると思いますが、これまで、茨城県からの情報を基に村ホームページ等で公表してきた経緯があり、現状、村独自で感染者数を把握することは困難な状況にあります。 何卒、御理解賜りますようお願いいたします。	政策推進課